

特定肥飼料等の製造・利用が行われるよう確認する措置を講ずる旨を追加する。

食品関連事業者が再

生利用等を実施する際

は、転売などの不適正

な処理がなされないよ

うな措置を講ずるとと

もに、その措置が再生

利用の阻害につながら

ないようすべき旨を追

加。他人に特定肥飼料

等の製造を委託する場

合は、その製造業者が

行う再生利用の実態

や、周辺地域で公示さ

れている再生利用の料

金などを踏まえ、適正

な料金で再生利用を行

つている委託先を選定

する旨を追加する。  
同省令については、  
事案の発覚後、環境省  
が3月にまとめた再発  
防止策の中で、排出事  
業者に係る対策とし  
て、見直しを検討する  
ことになり、不適正な  
転売防止の取組強化の  
ための食品関連事業者  
向けガイドラインの策  
定とともに、両省で検  
討を行った。同ガイド  
ラインも1月に公表す  
る予定。

## 改正省令が1月施行へ 食品リサイクル法 判断基準に転売防止の観点

食品廃棄物の不正転  
売事案を受けて、食品

リサイクル法に基づく

食品関連事業者の判断

基準省令について、転  
売防止対策の観点から

見直しを行ってきた環  
境省と農水省は、環境

・農水両大臣への答申

を経て、省令の一部改

正案を作成し、11月25  
日からパブリックコメ  
ントを開始した。12月

24日まで意見を募集し  
たうえで、来年1月に

改正省令を公布、施行

する。

改正案では、食品廃

や特定肥飼料等の製造  
時に、追加的に転売防

止措置が必要な場合

は、食用と誤認され  
いための措置を講ずる  
旨や、委託先で委託内

容通りの収集・運搬、

事案の発覚後、環境省